

皇位の継承に係わる儀式等（大嘗祭を中心に）について

1 新旧皇室典範における関係規定

(旧)皇室典範	現行の皇室典範
天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク((旧)皇室典範第10条)	天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する。(皇室典範第4条)
即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ((旧)皇室典範第11条)	皇位の継承があつたときは、即位の礼を行う。(皇室典範第24条)

- ・(旧)皇室典範は明治22年2月11日裁定され、昭和22年5月2日限りで廃止された。
(昭和22年5月1日裁定・公布「皇室典範及皇室典範増補廃止ノ件」)
- ・現行の皇室典範は、日本国憲法が施行された昭和22年5月3日に施行された。

2 今上陛下の御即位に際しての儀式

年月日	即位の礼 (国事行為)	大嘗祭の中心的な儀式 (皇室の行事)
昭和64年1月7日 平成元年1月9日	剣璽等承継の儀 即位後朝見の儀	
平成2年 11月12日	即位礼正殿の儀 祝賀御列の儀 饗宴の儀(～15日)	
22・23日 24・25日		大嘗宮の儀 大饗の儀

(注) 皇室の行事については、上記のほか、即位の礼・大嘗祭関連の一連の儀式が行われた。

3 平成2年に挙行された大嘗祭についての考え方（政府の説明）

（1）皇室典範に即位（践祚）と即位の礼を規定し、大嘗祭を規定しなかった理由

……即位の礼に関しましては、今回制定せられまする典範の中にやはり規定が設けてありまして、実質において異なるところはございませんので、大嘗祭等のことを細かに書くことが一面の理がないわけではありませんが、これはやはり信仰に関する点を多分に含んでおりますが故に、皇室典範の中に姿を現わすことは、或は不適當であろうと考えておるのであります。……

（昭和21年12月5日 衆議院本会議皇室典範案第一読会 金森徳次郎国務大臣）

……現行の皇室典範の二十四条というものは、天皇の即位に伴いまして国事行為たる儀式として即位の礼を行うことを予定したものと解されますが、大嘗祭には宗教的な面があるということも考えまして、これに関する規定は制定当時設けなかった、将来の慎重な検討にゆだねる、こういうことのように考えております。

（平成2年5月24日 参議院内閣委員会 工藤敦夫内閣法制局長官）

（2）大嘗祭の意義

大嘗祭は、稲作農業を中心とした我が国の社会に古くから伝承されてきた収穫儀礼に根ざしたものであり、天皇が即位の後、初めて、大嘗宮において、新穀を皇祖及び天神地祇にお供えになって、みずからお召し上がりになり、皇祖及び天神地祇に対し安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式である。それは、皇位の継承があったときは、必ず挙行すべきものとされ、皇室の長い伝統を受け継いだ、皇位継承に伴う一世に一度の重要な儀式である。

（平成元年12月21日 閣議口頭了解（「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について）の別紙より）

（3）大嘗祭の儀式の位置付け

大嘗祭は、前記のとおり、収穫儀礼に根ざしたものであり、伝統的皇位継承儀式という性格を持つものであるが、その中核は、天皇が皇祖及び天神地祇に対し、安寧と五穀豊穰などを感謝されるとともに、国家・国民のために安寧と五穀豊穰などを祈念される儀式であり、この趣旨・形式等からして、宗教上の儀式としての性格を有すると見られることは否定することができず、また、その態様においても、国がその内容に立ち入ることにはなじまない性格の儀式であるから、大嘗祭を国事行為として行うことは困難であると考える。……

（平成元年12月21日 閣議口頭了解（「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について）の別紙より）

(4) 大嘗祭の費用

……大嘗祭を皇室の行事として行う場合、大嘗祭は、前記のとおり、皇位が世襲であることに伴う、一世に一度の極めて重要な伝統的皇位継承儀式であるから、皇位の世襲制をとる我が国の憲法の下においては、その儀式について国としても深い関心を持ち、その挙行を可能にする手だてを講ずることは当然と考えられる。その意味において、大嘗祭は、公的性格があり、大嘗祭の費用を宮廷費から支出することが相当であると考える。

(平成元年12月21日 閣議口頭了解(「即位の礼」・大嘗祭の挙行等について)の別紙より)

4 大嘗祭の沿革

平成2年に宮内庁が報道機関等に配布した資料(大嘗祭について)より

大嘗祭の沿革をたどると、その起源は、新嘗の祭に由来する。新嘗の祭については、我が国最古の歴史書である古事記(712年に撰進)や日本書紀(720年に撰進)において、皇祖天照大神が新嘗の祭を行われたことや上古の天皇が新嘗の祭を行われたことの記述が見られるように、その起源は、それらの歴史書が編纂された奈良時代以前にまで遡ることができる。

なお、新嘗の祭が、我が国の社会に古くから伝承されたものであることは、常陸国風土記(720年ごろに完成)に引く説話や万葉集(8世紀半ば過ぎに編纂)の歌によっても明らかである。

7世紀中頃までは、一代に一度行われる大嘗祭と毎年行われる新嘗祭との区別はなかったが、第40代天武天皇の時(御在位673年～686年)に、初めて、大嘗祭と新嘗祭とが区別された。爾来、大嘗祭は一世に一度行われる極めて重要な皇位継承儀式とされ、歴代天皇は、即位後必ずそれを行われることが皇室の伝統となった。

なお、歴代天皇のうち大嘗祭を行われなかった若干の例があるが、それは、大嘗祭を行われる前に退位されたり、或いは相次ぐ兵乱などのために経費の調達が困難であったことにより、大嘗祭を挙行することができなかったという特殊事情があったからである。

(引用は原文のまま。但し、新字体に統一した。)